

一般事業主行動計画の策定について

J A兵庫みらいでは、職員一人ひとりが仕事に「やりがい」をもち、仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境を整備し、「次世代の育成」に貢献できる協同組合となるよう、下記のとおり行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

2. 内 容

- ・妊娠中や出産後の女性職員の健康確保のため、職員に対する制度の周知や情報提供および相談体制を整備します。
- ・育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇、育児休業後の労働条件に関する事項について周知します。
- ・育児休業等の取得や子育てをおこなう女性職員が就業を継続し活躍できるよう、女性職員の育成に関する管理職研修等を開催しています。
- ・子どもを育てる職員が、始業・終業時刻の繰り上げ、または繰り下げの制度を利用できます。
- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法にもとづく育児休業給付、労働基準法にもとづく産前産後休業などの制度を周知しています。
- ・所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進のための措置など、多様な労働条件の整備をおこないます。
- ・地域の子ども、子育てに関する地域貢献活動を実施しています。

以 上